

案件概要書

2014 年 2 月 25 日

国際協力機構アフリカ部アフリカ第二課

1. 案件名（国名）

国名：ガーナ共和国

案件名：テマ交差点改良計画（The Project for Improvement of the Tema Motorway Roundabout）

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における運輸交通セクターの開発実績（現状）と課題

ガーナは、西アフリカ地域の交通ハブとなる事を目標に、国際幹線道路の拡充・交通円滑化を進めている。同国では、道路、鉄道、水運、空港の各交通分野の中で、道路交通が全輸送量の約 95%を占めていることから、近年の高い経済成長に伴う物流量増加に対応するため、道路交通容量改善の必要性が高まっている。

本計画対象であるテマ交差点は、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の重点回廊である「ラゴス - アビジャン回廊」及び内陸国のブルキナファソへ国境へとつながる「東部回廊」の 2 つの国際幹線道路の交差であるとともに、首都アクラに接続する 1 つの国内道路を繋ぐ 5 差路の環状交差点であるが、恒常的な混雑が発生している。特に、混雑の激しいテマ港から対象交差点までの約 6 km 区間（片側 2 車線道路）については、平均交通量が 1 日当たり約 44,000 台と多く、混雑時は通行に 1 時間程度を要し、走行速度は時速 10 km 以下となり、長距離物流のボトルネックとなっている。同交差点の交通改善は、ガーナ国内のみならず西アフリカ地域全体の物流円滑化に大きく貢献すると期待される。

また、ガーナ最大の商業港であるテマ港の貨物取扱高は 2000 年から 2012 年にかけて年平均 10%程度増加しており、周辺交通インフラ整備に対する高い需要が認められている。この状況に対し、ガーナ政府によるテマ港拡張計画や円借款「東部回廊架橋事業」の実施を進めている。これらの取組により、同地域の更なる交通量の増加が見込まれることから、テマ交差点改良の緊急性は高い。

(2) 当該国における運輸交通セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

ガーナ中期国家開発政策、「Ghana Shared Growth and Development Agenda (GSGDA):2010-2013」で、インフラ整備は 5 重点分野の一つに挙げられている。具体的には、道路の修復・維持管理の強化、主要都市を結ぶ幹線道路の整備、都市部での幹線道路混雑緩和等に取り組むとしており、本事業は同政策に合致する。また、「国家運輸政策（NTP）」でもガーナの域内交通ハブ化、利用者ニーズに即した交通システムの確立等为目标としており、本事業は政策目標達成に貢献する。

(3) 運輸交通セクターに対する我が国の援助方針

我が国の対ガーナ共和国 国別援助方針において、重点分野「経済インフラ（電力、運輸交通）」に位置付けられ、援助方針に合致する。また、TICAD V の重点分野であ

る、経済成長促進のためのインフラ整備に貢献する。我が国はこれまで、無償資金協力「幹線道路改修計画（2002年）」や「国道8号線改修計画（2009）」により、国際回廊の活性化を支援してきた。更に、円借款「東部回廊架橋事業」を実施予定である。

(4) 他の援助機関の対応

東部回廊：EU、ブラジル、中国が道路整備等を実施。

ラゴス - アビジャン回廊：世銀がタコラディ以西約 110km 区間道路整備を実施。

港湾整備：米貿易・開発機構が Tema 港・タコラディ港のマスタープラン改定を実施。

首都圏道路：ブラジルがアクラ市内交差点改良を実施。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、Tema 交差点改良を行う事で同交差点及び周辺道路の混雑緩和を図り、もって物流の円滑化を通じたガーナ国内及び西アフリカ地域の社会・経済活動の活性化に貢献する事を目的とする。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名：グレートアクラ州 Tema 市

(3) 事業概要

1) 土木工事（高架道路建設、既設接続道路拡幅及び道路付帯施設設置）

2) コンサルティングサービス（基本設計、詳細設計、入札補助、施工監理）

(4) 事業実施体制

事業実施機関：ガーナ道路公団（GHA）

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：B

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる道路・橋梁セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

2) 貧困削減促進等：特になし

(6) 他スキーム、他ドナー、他案件等との連携：特になし

(7) その他特記事項：特になし

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

タンザニア「ダルエスサラーム道路改善計画」の評価等では、道路拡幅は用地確保が必要な場合が多く、実施機関等による円滑な対応が必要との教訓を得ている。

(2) 本事業への教訓

用地取得を含め先方負担事項について、調査段階から十分モニタリングする。実施機関および財務当局に対し、用地取得等先方負担事項が適切かつ円滑に行われるよう適宜モニターを行う。

以上

〔別添資料〕 地図

